

24 高財政第 5 号
平成 24 年 4 月 9 日

各 部 局 長
教 育 長
議会・各委事務局長 様
警 察 本 部 長
公 営 企 業 局 長

副 知 事

平成 24 年度予算の執行方針について（通知）

本年度は、県勢浮揚に向けて課題解決の先進県を目指した新たな挑戦を行っていく「飛躍への挑戦の年」と位置づけ、当初予算において、南海地震対策を最大限加速化して実施していくとともに、第 2 期の産業振興計画や日本一の健康長寿県構想等、5 つの基本政策をはじめとする県の取り組みをもう一段飛躍させつつ、各々の取り組みを融合、発展させた総合的な中山間対策を全力で講じていくための予算を構築しました。

一方で、中長期にわたる安定的な財政運営を目指すため、歳出の効率化や臨時財政対策債を除く県債残高を減少させるなど、財政健全化への取り組みを着実に進め、後年度負担の軽減と将来への一定の備えの確保を図りました。

しかし、依存財源が歳入の多くを占めるなど、脆弱な財政基盤にある本県の財政状況は、今後の国における財政健全化に向けた取り組みや「社会保障と税の一体改革」等における税制改革の影響も含め、依然として厳しい状況であります。

こうした環境の中、厳しい選別を経て予算に計上された事業については、その効果を最大限に発揮していかなければなりません。そのために、飛躍への挑戦を念頭に置き、県勢の浮揚を目指して、第一に、課題解決の先進県を目指した取り組みを進めていくために、課題に対して正面から取り組み、創造性を発揮して自ら答えを見つけ出し、その成果を意識した執行をすること、第二に、官民協働型、市町村との連携協調型の県政を目指し、また、そのための広報広聴を徹底すること、第三に全国との競争を意識して全国区の視野を持って仕事をするなど、などに留意し、取り組んでください。

そして、県の予算の財源が県民の皆様の貴重な税金で賄われていることを改めて認識し、予算をただ漫然と執行するのではなく、個別の事業の執行段階においても、その必要性、妥当性、事業の効果等を見極め、関連する法令や下記の方針を遵守し、予算の計画的かつ効果的な執行に努めてください。

また、各施策を進めるにあたっては、南海地震対策及び中山間対策の抜本強化

に総力を挙げて取り組む姿勢を徹底してください。

記

1 予算の計画的・効果的な執行

(1) 第2期産業振興計画の強力な推進

県勢の浮揚につながる具体的な成果を生み出し、経済活性化のトータルプランである産業振興計画を、分野ごとの4年後の目標及び目指すべき10年後の将来像に向けて着実に実践していくためには、産業成長戦略の実行や地域アクションプランに基づく事業の支援など、真に官民協働のスタンスに立ち、スピード感をもって取り組む必要があることから、以下の点に留意すること。

ア 市町村や関係団体との連携に努め、取り組みの効果が最大限に発揮できるよう努めること。

イ 民間や地域住民など取り組みの主体となる方々と手を携える姿勢を持ち、職員自らが率先して取り組むことで、民間や地域の気運を高めること。

ウ 目標を着実に達成する具体的な執行計画を立て、適宜適切な進行管理に努めること。さらにPDCAをきめ細かく働かせながら、具体的な政策効果の発現を目指すこと。

(2) 南海地震対策関連事業

ア 南海地震対策関連予算については、今後発表される地震動・津波浸水予測結果等を注視しながら、その都度見直しの必要がないか確認したうえで、着手すべき対策については速やかに実施し、県民の皆様の安全・安心が日々向上することを目指すこと。

イ 見直しが必要となる可能性がある事業については、その対応について南海地震対策課及び財政課と協議すること。

ウ 市町村や関係団体との情報交換及び連携を徹底し、取り組みの効果が最大限に発揮できるよう努めること。

(3) 中山間対策関連事業

ア 中山間対策は県の施策全般にかかわる横断的な取り組みであることから、各部局が常に主体的に取り組む姿勢を徹底すること。

イ 中山間対策関連事業については、各事業の効果を高め、中山間対策の抜本強化を推進するため、中山間総合対策本部を中心として、関係部局と十分に連携しながら執行すること。

(4) 経済対策の継続

ア 県経済の下支えを継続することに加え南海地震対策のさらなる加速化に対応するため、普通建設事業費については、平成23年度2月補正予算に計上した事業はもとより、当初予算に計上した事業についても速やかな執行

に努めること。

イ 引き続き厳しい雇用情勢に鑑み、重点分野雇用創造事業などの活用による雇用効果が早期に発現できるように努めること。

(5) 状況の変化への対応

ア 当初予算時に想定していた状況に変化が生じて大幅な増減が見込まれる場合などは、遅滞なく財政課と協議すること。

イ 年間総合予算として編成したことを踏まえ、補正予算での計上がルール化しているものや、重要性・緊急性が極めて高いもの以外の一般行政経費に対する新たな行政需要は、当初予算の執行を工夫するなど各部局で責任を持って対応すること。

(6) 事業別の執行計画の策定

ア 各部局の予算調整責任者を中心に、事業別の執行計画を作成して進行管理に努め、県民の視点に基づき、波及効果を意識した企画立案と具体的な成果を県民の皆様に実感していただく、アウトカムを重視したP D C Aサイクルを徹底すること。

イ 人事異動や予算見積りの段階からの内容の見直しなどで執行が遅れるケースが多く見受けられるので、円滑な執行に留意すること。

(7) 予算の適正な執行

ア 職員一人ひとりが法令遵守や公益性、費用対効果及び説明責任に留意し、公平・公正な予算の執行に心掛けること。

イ 特に委託事業については、漫然と事業を委託するのではなく、意図する成果を常に意識し、節目節目に確認するなど、組織として十分な進捗管理に努めること。

ウ 決算特別委員会や監査（包括外部監査人によるものを含む。）による審査結果等を踏まえた適正な執行に留意すること。

2 財源の積極的な確保

(1) 収入未済金の縮減等

県税などの収入未済金の縮減に向けた積極的な取り組みに加えて、未利用地等の計画的な売却や広告収入の確保に努め、なお一層の歳入の確保を図ること。

(2) 国庫補助金等

ア 国庫補助金等を財源とする事業については、原則、国の交付決定後に執行することとするが、これにより難しい場合は、国と緊密に連携を図り財源の見通しを確認したうえで執行すること。

イ 国庫補助金等の交付決定の事務に遅れが目立つものは、国に早期の対応を要請するなどの適切な措置を講ずること。

ウ 当該歳出予算の支出時期を見極めたうえで、早期の収入を図ること。

3 その他の注意点

(1) 国への対応

国の政策に本県の実情に応じた制度や施策を反映させるとともに、県財政に多大な影響を及ぼすことが予想される国の制度改正に留意する必要があることから、東京事務所及び各部局の予算調整責任者を中心に、積極的な情報の収集と全庁での共有に努めること。また、地方の財源確保に向けた提案の強化を図ること。

(2) 広報広聴の徹底

ア 官民協働と市町村との連携協調を進めていくためにも、県民の皆様十分に理解してもらったうえで事業を進める必要があることから、説明責任を意識した、適時・適切な戦略的な広報に努めること。

イ 県民の皆様の中にできるだけ入っていく姿勢を持ち、実情を知ったうえでしっかりと政策に生かすこと。

(3) 公社等の予算

ア 地方自治法第 221 条第 3 項に規定する公社等の予算も、この方針に準じた適正な予算執行に努めること。また、公社等外郭団体の改革の基本的な方向に沿った見直しが図られるよう、所管課において指導を徹底すること。

イ 企業会計の予算も、この方針に準じて適切に執行すること。

24 高財政第 6 号
平成 24 年 4 月 9 日

各 課 長
教 育 長
議会・各委事務局長 様
警 察 本 部 長
公 営 企 業 局 長

財 政 課 長

平成 24 年度予算の執行等について（通知）

このことについては、「平成 24 年度予算の執行方針について」（平成 24 年 4 月 9 日付け副知事通知）によるほか、下記の事項に注意したうえで予算を執行するすべての職員に周知してください。

記

- 1 歳出予算は、本年度も一部の予算を除き一括配当するので、事業効果を最大に発揮させることができるよう、事業の早期執行に努めること。
- 2 普通建設事業費の執行については、今後の国の動向を充分に見極めたうえで、指示をすることもあるので留意すること。
- 3 予算執行時に、事業の執行停止や内容の変更、あるいは新たな予算措置や後年度の財政負担を必要とすることが想定される場合には、事前に財政課に協議すること。
- 4 事故繰越は、新たな財源措置が必要となる場合があるため、繰越事業の進行管理には細心の注意を払い、中間検査等の段階から適切な措置を講じること。
- 5 国庫補助金等が減額された場合は、原則、減額後の国庫補助金等見合いの事業執行とするため、事後に補助事業者等が混乱しないよう事前の説明を徹底すること。なお、国庫補助金等が減額されることがわかった場合は、速やかに財政課に報告すること。
- 6 特定財源を充当する歳出予算は、その財源の収入後に支出するという原則を徹底すること。
- 7 事業の執行にあたっては、決算特別委員会や監査（包括外部監査人によるものを含む。）による指摘事項等をなお確認のうえ、関係法令、規則等を遵守し、計画的かつ効果的な執行に努めること。

8 委託料や補助金等で、やむを得ず概算払を必要とするものは、支払いを少なくとも年4回以上に分割し、支払のつど委託先等の資金需要を見極め、過大な概算払とならないよう努めること。

なお、1回の支払い額が500万円以上のものについては、支出時に財政課担当の確認を要するものとする。